

感染性廃棄物処理業務仕様書

この仕様書は、大和高田市立病院より排出される感染性廃棄物を適正に処理すべく業務の仕様を示すものである。

1. 業務名

感染性廃棄物処理業務委託

2. 排出場所

奈良県大和高田市磯野北町1番1号

大和高田市立病院

3. 契約期間

令和元年 7月 1日～令和3年 6月30日

4. 作業日及び作業時間

土曜日、日曜日、祝祭日及び12月29日から1月3日までを除き、委託者が指定する日の午前9時から午後5時までとする。

5. 業務の概要

大和高田市立病院から排出される感染性廃棄物を、専用容器により中間処理場へ直接運搬し、「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法」（平成4年厚生省告示第194号）の感染性産業廃棄物の方法により処分する業務を行う。

この業務を履行するにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）及び大和高田市が定める条例並びに廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル等を遵守し、大気汚染防止法を含む関連する諸法令にしたがって適正かつ誠実に処理を行うとともに、業務の安全に十分配慮するものとする。

6. 廃棄物の種類

- ① 血液、血清、血漿、体液（精液を含む）、血液製剤
- ② 注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず等
- ③ 実験、検査などに使用した培地、試験管、シャーレ等
- ④ 血液等が付着した紙くず、繊維くず、廃プラスチック類等

7. 予定数量（24ヶ月分）

| | |
|------------|---------|
| 20L容器 | 1,080箱 |
| 50L容器 | 3,120箱 |
| 50Lダンボール容器 | 19,440箱 |

※上記は2年間の排出量の目安であり、増減します。

8. 業務責任者の届出

作業管理及び大和高田市立病院との連絡調整を円滑に行うため、受託者は業務責任者を選任し、業務責任者選任届を提出するものとする。また、これを変更したときも同様とする。

9. 中間処理設備能力

処理能力は、本市予定数量を十分処理出来るものであること。

10. 専用容器の使用

- ①容器は、20Lのプラスチック製容器、50Lのプラスチック製容器、及び50Lのダンボール容器とし、受託者が用意すること。
- ②20Lプラスチック容器は、横幅 245～525mm・奥行き 200～400mm・高さ 320～620mm に収まるサイズであること。
- ③50Lプラスチック容器は、横幅 270～410mm・奥行き 250～280mm・高さ 320～570mm に収まるサイズであること。
- ④上記容器の外部面には「バイオハザードマーク」又は「感染性廃棄物」の文字を見えやすいように大きく掲示すること。

11. 感染性廃棄物専用車両の仕様等

- ①運搬車は、感染性廃棄物専用車両を使用し、他の廃棄物を混載しないこと。
- ②前記と同一であり、同一の用途に供している予備車両を保有していること。
- ③漏出事故に備え、次亜塩素酸ナトリウム1%溶液と同等以上の消毒剤及び消火器を装備すること。
- ④運搬車は常に清潔を保つため、適宜に消毒及び洗浄を行い、感染等の防止に努めること。
- ⑤運搬車は回収場所への侵入、転回場所等の大きさから、長さ 5m×幅 1.9m×高さ 2.8m以下であること。

1 2. 業務内容

①感染性廃棄物の収集運搬

・受託者は、原則として作業日に、大和高田市立病院の担当者立会のもと、感染性廃棄物集積場に保管されている専用容器を運搬車に積み込み、中間処理場へ運搬するものとする。

・積み込み、運搬に際しては、専用容器を汚損又は破損しないよう丁寧に扱うものとする。

・感染性廃棄物の収集は、原則として平日の週二回程度とする。(但し、緊急の場合や一度で積みきれなかった場合はその限りではない。)

②感染性廃棄物の中間処理

・受託者は、感染性廃棄物を専用容器に梱包された状態のまま、中間処理場へ直接運搬し「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法」で処理を行うものとし、その後の残渣物については、中間処理業者の責任において適正に処理を行うこと。

・中間処理は、適正な性能を有する施設で行うとともに、中間処理施設周辺の生活環境の保全に支障を生じないように適正に維持管理されていること。

1 3. マニフェストの扱い

この契約にかかる感染性廃棄物の処理は、特別管理産業廃棄物管理票(以下、「マニフェスト」という。)により処理を確認するものであるから、それぞれの処理終了後、廃棄物処理法に基づき速やかに提出すること。

なお、電子マニフェストへの対応も可能であること。

1 4. 従事者の教育

当該業務を行う従事者については、必要な知識及び技能を身につけさせるため、適宜研修等を実施し、業務の安全な遂行に努めること。

受託者は、従事者に対して、関係法令、契約書及びその他業務に必要な事項を熟知させるとともに指導教育しなければならない。

当該業務を行う従事者の勤務態度が著しく不適當であると大和高田市立病院が認めた場合は、受託者に対して業務従事者の即時交代を求めることができる。

1 5. 非常時の対応

受託者は、非常時に備え、その対応を具体的に定めたマニュアルを作成し、従事者へも研修を行い徹底を図るものとする。

非常時の連絡手段が確保されているものであること。

16. 資材等の提供

この業務の遂行に必要となる資材等については、すべて受託者の負担とする。